この町で「起業したい」「事業を続けていきたい」
あなたの夢を応援します！

川根本町
起業及び事業継続チャレンジ補助金

川根本町では町内の経済活性化と地域の問題解決を目的として、
新たに事業を実施する方を対象に、必要な資金の一部を補助します。

起業

［補助金上限額］
１００万円

［補助率］
経費の1/2以内

★事務所、店舗、旅館、食堂、作業場などの新築、増改築費用および付帯工事費用

★経営に直接必要となる備品・設備の導入費用

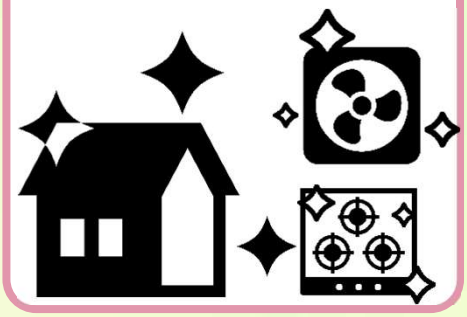

起業

家賃補助
月額2.5万円

［補助率］
家賃の1/2以内

★事業の拠点となる建物物件の賃借料（家賃）

事業継続

［補助金上限額］
５０万円

［補助率］
経費の1/3以内

★既存店舗や事業所等において、生産性の向上やサービスの向上のために必要となる建物改築・増築費用

★直接備品や設備の更新費

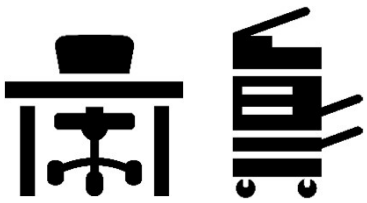

【問合せ】川根本町役場 産業振興課 商工業室 TEL 0547-56-2226

【起業及び事業継続チャレンジ補助金のイメージ】

町内で「起業」しようとする方はコチラ

	町民の方	本町へ移住して起業する方
補助対象者	本町に住んでいる人が、町内で、新たに個人事業所、法人、会社を興す。	移住を予定している人が、町内で次に掲げることを始める。 ●町内で、新たに個人事業所、法人、会社を興す。 ●町外で行っている会社等を継続した状態で、町内で新たに個人事業所、法人、会社を興す場合も可。 ※支店・営業所の類いは新規の起業ではないため対象外です。
主な条件	・申請した年度内に開業（オープン）する必要があります。 ・実績報告までに本町に住所を移す必要があります（法人・会社は代表者の住民登録が必要）。 ・工事や設備導入については町内業者による施工が対象（町内での調達困難物品は除く）。	
対象経費	①新たに設ける事務所、店舗、旅館、食堂、工場等の新築.・増改築に係る工事費用および敷地内への看板設置等の付帯工事費用 ②経営に直接必要となる設備の導入、備品の購入費用等 ③事業拠点として使用する建物物件の賃借料（家賃）※ただし共益費などは除く。	
補助額	対象経費の①と②を合計した費用の１／２以内（上限１００万円　千円未満切捨て） ③については、契約する家賃の１／２以内（上限月額２万５千円　年額最大３０万円） ※ただし家賃補助については、補助金交付決定年度内分の家賃に限ります。	

町内で「事業を継続・拡大」する方はコチラ

	事業の継続・拡大支援	第２創業支援
補助対象者	町内で事業を営んでいる個人、法人、会社が事業を継続・拡大する場合。 （町内の製造業、建設業、運輸業、卸売業、サービス業、スーパー、小売店、土産物店、洋品店、食堂、旅館、GSなど、商工業を営む事業所が対象です）	町内で既に事業を営んでいる個人、法人、会社が、別の分野に進出するため、新たな事業所等を設置して起業をする。
条件	・申請時、事業主や代表者が町内に住所を有し、なおかつ町内に事業所を有している人 ・工事や設備導入については町内業者による施工が対象（町内での調達困難物品は除く）	
対象経費	①生産性の向上、またはサービスの向上のために行う事務所、店舗、旅館、食堂、工場等の増改築に係る費用（生産や営業活動に直接関係しない物は除く） ② ①に掲げる目的と同様の理由で行う設備や備品の新規導入・更新に係る費用	
補助額	対象経費の①と②を合計した費用の１／３以内（上限50万円）	

※ここに掲げた項目以外にも、細かな条件などがあります。まずは役場産業振興課までお問い合わせいただき、同課で配布する「補助金交付要綱」にて詳細を確認してください。